

兵庫県公報

令和5年11月7日 火曜日 第463号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定予定（治山課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
公 告	
○ 農地を利用する権利の設定の裁定（総合農政課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧（林務課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	8
教育委員会公告	
○ 入札公告	9

告 示

兵庫県告示第1120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年10月25日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	布池地区	令和5年11月7日から 同 月27日まで	加古川市役所

兵庫県告示第1121号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町奥海字釜所1494の2、1496の1、1497の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字釜所1496の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1122号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

兵庫パルプ工業株式会社

丹波市山南町谷川858番地

代表取締役 井川 直樹

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

兵庫パルプ工業株式会社

丹波市山南町谷川858番地

(3) 特定施設に関する事項

種	類	23号へ パルプ洗浄施設	
能	力	パルプ700t/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後4箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)	9~11	9~11
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	21,232	31,848
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	21,232	31,848
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	23	35
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	4	9
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		1,968	3,078

備考 既設特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年11月7日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び丹波市生活環境部市民環境課



兵庫県告示第1123号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
泉ガ丘	宝塚市		泉ガ丘		12番24の一部、285番1から285番4まで、 286番1、286番2、287番の一部
			切畑	長尾山	11番4の一部
			売布きよしガ丘		12番1078の一部

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
丹波篠山市後川新田字中ノ下ノ坪341番	田	592
同 市後川新田字中ノ下ノ坪354番	田	371
同 市後川新田字中ノ下ノ坪356番3	田	765
同 市後川新田字中ノ下ノ坪358番1	田	571
同 市後川新田字中ノ下ノ坪359番	田	299

2 農地を利用する権利の内容等

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年11月27日	5年	62,352円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘
 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号

4 農地の所有者等の情報

(亡) 小嶋 孝司

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに神戸地方法務局柏原支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は神戸地方法務局柏原支局において、補償金の還付を受けることができる。



農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
丹波篠山市辻字金田940番	田	1,917
同 市辻字奥山1353番	田	2,198
同 市辻字奥山1361番2	田	1,529

2 農地を利用する権利の内容等

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年11月27日	5年	141,100円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘
 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号

4 農地の所有者等の情報

(亡) 家澤 定夫

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに神戸地方法務局柏原支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は神戸地方法務局柏原支局において、補償金の還付を受けることができる。



地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項及び第5項の規定により、加古川地域森林計画の一部変更、揖保川地域森林計画の樹立及び円山川地域森林計画の一部を変更するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和5年11月7日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
加古川地域森林計画の一部変更	<加古川森林計画区> 神戸市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 丹波篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 猪名川町 多可町 稲美町	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画の樹立	<揖保川森林計画区> 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

2 縦覧期間

令和5年11月7日から同年12月5日まで



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 Corowa 甲子園
 所在地 西宮市甲子園高潮町22番3号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	長島 巖
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コジマ	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1-8	中澤 裕 二
株式会社ドリーム	香川県高松市塩屋町14-5	小野 兼 資
株式会社ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34第10マイ ダビル605	滝 信 良

外26者
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コジマ	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1-8	中澤 裕 二
株式会社ドリーム	香川県高松市塩屋町14-5	小野 兼 資
株式会社ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34第10マイ ダビル605	滝 信 良

外18者
- 4 変更年月日
 令和5年3月26日ほか
- 5 届出年月日
 令和5年10月12日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 令和5年11月7日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和6年3月7日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 C o r o w a 甲子園
 所在地 西宮市甲子園高潮町22番3号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 長島 巖
- 3 変更事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 ア 変更前 1,004台
 イ 変更後 790台
 - (2) 駐輪場の位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- 4 変更年月日
 令和6年6月13日
- 5 届出年月日
 令和5年10月12日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 令和5年11月7日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和6年3月7日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 （第2工区）  
 三木市別所町近藤字中川原190番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 三木市末広三丁目25番25号  
 株式会社ラスコジャパン 代表取締役 島谷 学
- 3 許可年月日及び許可番号  
 令和5年5月15日  
 兵庫県指令北播（加土）（建）第1-15-3号（4三木）



## 教育委員会公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年11月7日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 田中 一 範

## 1 調達内容

## (1) 業務件名及び数量

実習船「但州丸」一般整備工事 一式

## (2) 工事の内容及び仕様等

総トン数358トンの実習船「但州丸」の一般整備工事

仕様は入札説明書による。

## (3) 履行期限

令和6年3月18日（月）

## (4) 履行場所

実習船「但州丸」の定けい港（香住港）から270マイル以内の請負造船所

## (5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 平成30年4月1日以降に、国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数350トン以上の船舶を対象とした、この公告に示した業務と同様の業務について、国、地方公共団体等と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 実習船「但州丸」（総トン数358トン）が入渠可能な乾ドック（乾船渠）を所有する者であること。

## 3 申込書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒669-6563 美方郡香美町香住区矢田40-1

兵庫県立香住高等学校 担当 井上

電話 (0796) 36-1181 FAX (0796) 36-1182

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和5年11月7日（火）から同月21日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

(3) 申込書の提出期限

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

令和5年11月8日（水）から同月21日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和5年12月8日（金）午後1時30分 兵庫県立香住高等学校 会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和5年12月7日（木）午後5時までに、上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年12月6日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す項目を履行できることを証明する書類を令和5年11月21日（火）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和5年12月中旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書等又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、上記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、上記(5)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(7) 契約書作成の要否

## 要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書に示す船舶の修繕等の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Kazunori Tanaka, Principal of Hyogo Prefectural Kasumi Senior High School

## (2) Nature and quantity of the services to be required:

Repair services of the fisheries training vessel, TANSHU-MARU, 1 set

## (3) Contract fulfillment period:

March 18, 2024

## (4) Contract fulfillment place:

Dockyard near (within 270 N.M.) the Mother Port TANSHU-MARU (Kasumi Port)

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 21, 2023

## (6) Deadline for tender:

13:30 December 8, 2023 by direct delivery;

17:00 December 7, 2023 by mail

## (7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Inoue, Administrative Office, Kasumi Senior High School

40-1 Yada, Kasumi-ku, Kami-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6563

TEL (0796)36-1181 FAX (0796)36-1182